

第1章 計画の基本的事項



1 計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年 3 月に、本市が将来にわたって持続的に発展できるよう、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年度～26 年度を計画期間とする「刈谷市環境基本計画」（以下、「第 1 次計画」という。）を策定し、環境施策を推進してきました。その結果、ごみの排出量の減少、リサイクル率の増加、河川の汚濁状況の改善等、環境は全般的に改善傾向にあります。一方で、騒音やごみの不法投棄といった身近な問題から地球温暖化や生物多様性の保全といった地球規模の問題まで、引き続き解決に取り組む必要のある課題も多くあります。また、第 1 次計画策定以降、地球温暖化や生物多様性に関する国内外の取組の進展、東日本大震災の発生等、本市を取り巻く環境・社会・経済の情勢は大きく変化しています。

本市においては、平成 23 年 3 月に策定した「第 7 次刈谷市総合計画」「刈谷市環境都市アクションプラン」「第 3 次刈谷市都市計画マスタープラン」「第 2 次刈谷市緑の基本計画」をはじめ、「刈谷市都市交通戦略」「第 2 次刈谷市住宅マスタープラン」等の関連計画を策定し、取組の推進を図っています。

こうした変化に対応し、各取組の更なる推進を図るため、また第 1 次計画の目標年次である平成 26 年度を迎えたことから、環境政策の中長期的な方向性を示す新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「第 2 次刈谷市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、国や県の環境基本計画を踏まえつつ、刈谷市環境基本条例に基づいて策定するものです。

また、本計画は、「第 7 次刈谷市総合計画」に掲げる将来都市像『人が輝く 安心快適な産業文化都市』の実現に向け、環境面における指針となるものです。

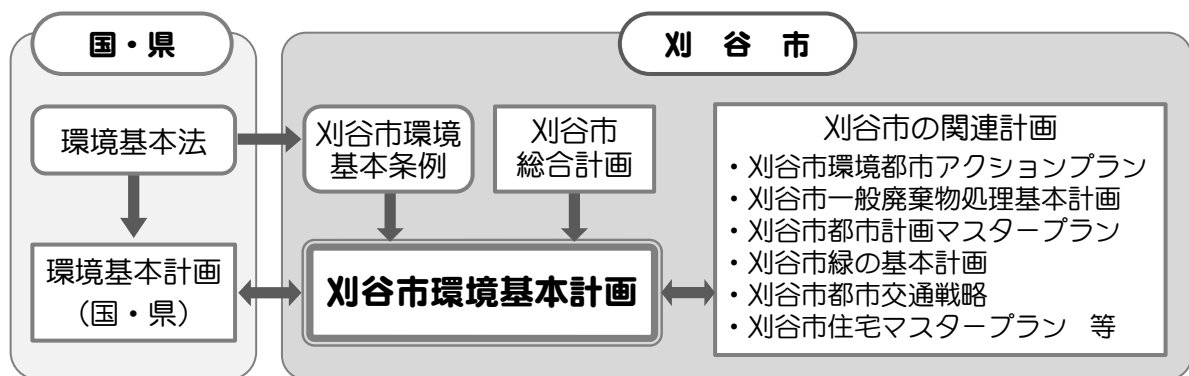


図 計画の位置付け

3 計画の期間

平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

4 計画の理念

刈谷市環境基本条例の基本理念に立脚することとし、この理念に基づいた環境将来像を設定し、具体的な環境施策を策定します。

刈谷市環境基本条例の基本理念

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を確保しつつ、将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が調和し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、日常の生活活動や事業活動に密接にかかわっていることに考慮して、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。

